

陳情文書表

【令和6年3月定例会議】

(件名・要旨)

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情書

【陳情の趣旨】

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在、93か国が署名し、70か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しており、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

また、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

今、ロシアによるウクライナの戦争も終わりが見えず、イスラエルのガザ侵攻がますます激化し、両国とも核兵器の使用もあり得るといふ大変危険な状況にあります。

核兵器禁止条約第2回締約国会議が昨年開かれ、世界の流れは核兵器廃絶へと動いています。しかし、日本政府は会議にオブザーバー参加もせず、反対の立場をとっています。唯一の被爆国日本が条約に参加すれば、その痛みと悲惨さを世界に訴えることができ、核兵器のない世界へ大きな影響を与えることとなるでしょう。

広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。そのあかしとして、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

徳島県は24自治体があり、2024年1月31日現在、約88%に当たる21自治体・議会が決議し、日本政府へ意見書を送っています。残すところ貴議会を含め3自治体・議会となりました。

つきましては、陳情内容に御理解いただき、日本政府へ意見書を提出することを決議されますようよろしくお願いいたします。

【陳情の項目】

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書を提出すること。